

2012 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	独立行政法人 国立印刷局

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		独立行政法人 国立印刷局王子工場				
事業所の所在地		東京都北区王子一丁目6番1号				
業種等	事業の業種	分類番号	E15	E_製造業	印刷・同関連業	
		産業分類名	印刷・同関連業			
	事業所の種類	用途別内訳	主たる用途	工場		
			建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末 53,845.01 m ²	基準年度 57,982.90 m ²	
			事務所	前年度末 m ²	基準年度 m ²	
			情報通信	前年度末 m ²	基準年度 m ²	
			放送局	前年度末 m ²	基準年度 m ²	
			商業	前年度末 m ²	基準年度 m ²	
			宿泊	前年度末 m ²	基準年度 m ²	
			教育	前年度末 m ²	基準年度 m ²	
			医療	前年度末 m ²	基準年度 m ²	
			文化	前年度末 m ²	基準年度 m ²	
物流	前年度末 m ²	基準年度 m ²				
駐車場	前年度末 m ²	基準年度 m ²				
	工場その他上記以外	前年度末 53,845.01 m ²	基準年度 57,982.90 m ²			
事業の概要		郵券切手類及び書証券の製造				
敷地面積		47,781.98 m ²				

(3) 担当部署

計 画 の 担 当 部 署	名 称	独立行政法人 国立印刷局王子工場	
	連 絡 先	電 話 番 号	03-5390-5131
		ファクシミリ番号	03-3912-7232
		電子メールアドレス	oj-kikaku@npb. go. jp
公 表 の 担 当 部 署	名 称	独立行政法人 国立印刷局王子工場	
	連 絡 先	電 話 番 号	03-5390-5131
		ファクシミリ番号	03-3912-7232
		電子メールアドレス	oj-kikaku@npb. go. jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公 表 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス : http://www.npb.go.jp/
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :
		所在地 :
		閲覧可能時間
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名 :
入手方法 :		
<input type="checkbox"/> そ の 他		

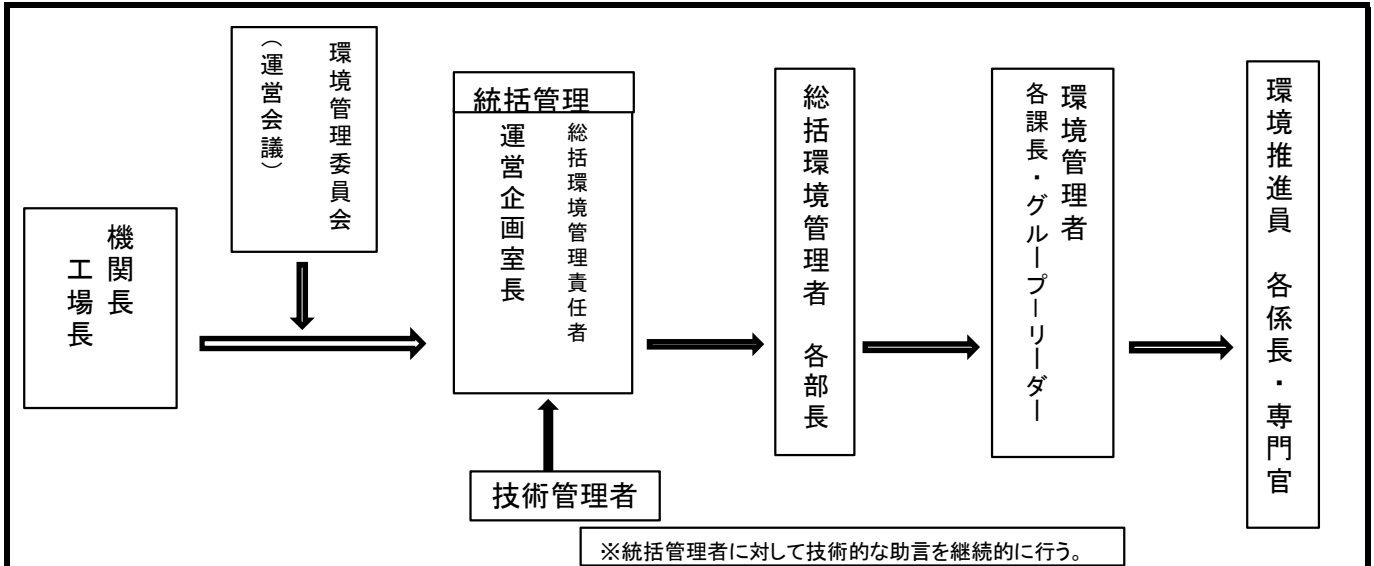
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の 使用開始年月日	◎平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		○平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当工場では、工場目標において「企業の社会的責任」と定め温室効果ガス削減の取り組みを積極的に進めている。
 その中で、以下の地球温暖化対策に取り組む。
 1. 工場での省エネの取り組み（環境設備投資）
 2. 各職場単位で目標を立て環境保全活動
 3. 職員に対する環境意識向上のための啓蒙活動

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	エネルギー使用の最適化・効率化を追求するとともに、温室効果ガスの内約7割は、電気の使用によるものであることから、重点的に投資計画を行い、総量削減義務（6%）以上の削減をめざす。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当工場から排出される特定温室効果ガス以外のガスは、上水・工水の使用及び下水道への排水が主体となっている。したがって、節水を行う事によってその他ガスを削減する。		
削減義務の概要	基準排出量	3,737 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務	II
	排出上限量（削減義務期間合計）	17,565 t（二酸化炭素換算）	平均削減	6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	積極的な環境投資を行い、高効率設備への更新により、基準排出量の削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減計画期間と同様に引き続き節水を行う事で、その他ガスの削減を更に行う。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	2011 年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		3,394	3,551	3,212		
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
上水・下水		65	66	61		
合計		3,459	3,617	3,273		

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

		2009 年度	2010 年度	2011 年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量		63.0	65.9	59.7		

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2002年度、2003年度、2004年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	II
----------	----

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	3,737	3,737	3,737	3,737	3,737	18,685
	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
	排出上限量 (C = Σ A - D)						17,565
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						1,120
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	3,551	3,212				6,763
	排出削減量 (F = A - E)	186	525				711

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

当工場で発生する温室効果ガスのうち約7割は、電気の使用によるものであり、更にその4割が空調での使用、約2割が照明によるものから、重点的に投資を計画し、排出量の削減に努める。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	110400	11_エネルギー使用量の管理	監視モニタリング装置の設置	未定	
2	490200	49_その他の削減対策	太陽光発電装置の設置	2009年度実施	
3	490200	49_その他の削減対策	構内の照明設備の省エネタイプへの変更	2009年度より 実施	
4	490200	49_その他の削減対策	空気調和設備（エアコン）の省エネタイプ への更新	2010年度より 実施	
5	120300	12_運転管理及び効率管理	空気圧縮機（コンプレッサ）の台数制御	2011年度実施	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当工場では、積極的に環境保全活動の取り組みを進めている。

1. 工場としての取り組み

環境設備投資（空調機・電灯等）を行い、計画的に温室効果ガスの排出量の削減ができた。今後も温室効果ガスの排出量の抑制が見込める施策を立てて計画的に実施する。

2. 工場での自然エネルギーの利用

仕上棟屋上に太陽光発電装置（平成22年3月）を設置し、環境負荷が小さい自然エネルギーを取り入れた。

3. 各部門での取り組み

冷暖房設定温度の適温設定（冷房28度、暖房20度）未使用室、廊下の消灯、蛇口のこまめな閉止など各部門で実施した。今後も取り組みを強化し進めたい。

4. 職員に対する環境意識向上のための啓蒙活動

職員に対する環境意識を向上させるために、研修・最先端技術を施している企業への見学など意識改革に向けた取り組みを積極的に推し進めている。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	①低燃費車の導入。 ②エコドライブの実践（アイドリング・ストップの徹底、空ぶかし、急発進・急加速運転等の徹底）。
------	---

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	①運送業者に低公害・低燃費車を使用することを求める。 ②アイドリング・ストップ及びエコドライブの徹底について、運送業者に求める。
------	---

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況			
		実施中	今後実施	検討中	実施しない 該当しない
<input checked="" type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。					
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上				
	当工場の製品の運搬に使用する車は、低燃費・低公害車を使用することを条件として運送業者と契約をしている。	○			
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	環境負荷の大きな自動車の利用抑制				
	当工場の製品の運搬に使用する車は、東京都適合ステッカーを添付した車輛、または、適合車を使用することを条件として運送業者と契約をしている。			○	
物流効率化の推進による交通量の抑制	効率的な物流活動が可能となる荷さばきのための駐車場等関連施設を構内に整備している。	○			
エコドライブの推進	①エコドライブを実施するよう運送業者に働きかける。 ②エコドライブの推進を求める掲示版を工場構内に掲示する。			○	
体制の整備	運送事業者等の取組状況を、適宜、把握するとともに確認できるような体制を整備をする。			○	
貨物輸送以外の自動車交通量対策	①工場職員に対して、通勤は公共機関を利用しマイカー通勤の自粛を促す。 ②来場者等の自動車での来場を抑制するための取り組みを行っている。	○			
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO ₂ ）排出量		k g / t ・ k m			